

入場無料

## 人づくり講演会



とき

3月12日(日)  
13時から

ところ

備中総合センター

内容

講演  
「人生はいつも青春」

講師

俳優 原田大二郎さん

駐車場

富家小学校グラウンド

■問い合わせ

教育委員会備中分室 (TEL)454515)

## 税金

2月の納税

▽固定資産税・都市計画税

(第4期)

▽納期限 2月28日(火)

※口座振替の人は、納期限に指定口座から振替させていた

Takahashi city  
INFORMATION

# 情報

## コーナー

だきますので、預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係  
(TEL)210215)



## 生活

### こころの健康づくり講演会」の開催

▽テーマ：「現代社会とこころの健康」ストレス解消法教えます

▽日時：3月22日(水) 10時～11時30分(受付9時30分から)

▽会場：高梁総合福祉センター1講座室

▽講師：沖嶋今日太さん(吉備国際大学作業療法学科講師)

▽入場料：無料

■問い合わせ 健康増進課健康増進第2係 (TEL)210263)

### 老人クラブ会員の皆さんへ「ゆらら利用券」の有効期限について

市では、老人クラブへの加入促進と健康づくりの一環として、高梁市健康増進施設「朝霧温泉ゆらら」への入館料2

## 国民年金

### 国民年金保険料の強制徴収の実施について

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。その内、自営業や農業などの第1号被保険者の人は、毎月定額の保険料を納付することとなります。

しかし、保険料の負担能力がありながら納付していただけない場合は、将来、無年金者になるおそれがあるばかりでなく、社会連帯に基づく基礎年金制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題となってきます。

このため、県下の各社会保険事務所では、たび重なる納付督促を行っているにもかかわらず、納付義務を果たしていただけない人への納付督促を強化するため、今年度は県内で約1,100人の未納者に対して「最終催告状」を送付しています。

未納の状態が続けば、万一の場合に支給される障害年金や遺族年金も受給できなくなるため、保険料はきちんと納付することがとても大切です。

■問い合わせ 市民課年金係 (TEL)210253)  
岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL)22285)

回相当分の助成を行っていません。

老人クラブ会員へ配布している平成17年度「ゆらら利用券」は有効期限が、3月31日までとなっていますので、まだ利用されていない会員の人で、健康づくりとして利用したい人は期限までに利用してください。

■問い合わせ 高齢福祉課高

年齢者係 (TEL)210265)

### 映画「県庁の星」パネル展のお知らせ

2月25日に公開される東宝映画「県庁の星」(監督：西谷弘、キャスト：織田裕二、柴咲コウ)の撮影ロケが、昨年11月から12月にかけてポルカ天満屋ハピータウンで行われました。その撮影風景を展

## 高梁市文化協会

# 短歌展 のお知らせ

日時 2月28日(火)まで  
場所 JR備中高梁駅 ふれあい連絡路揭示板

### ■問い合わせ

同協会 山城短歌会  
前原 敏さん(☎23404)

示した、「県庁の星パネル展」が開催されています。

▽日程：映画上映終了まで

▽場所：ポルカ力天満屋ハッピータウン3階特設会場

■問い合わせ 商工観光課 光係(☎0217)

## 無料調停相談会について

高梁調停協会では、無料調停相談会を行います。

土地・建物・交通事故・金銭貸借・離婚・相続等の問題でお困りの人は、ご遠慮なく、お気軽にご相談ください。裁判所の調停委員が、相談

をお受けします。予約等は不要です。秘密は厳守します。

▽日時：3月10日(金) 10時～15時

▽場所：高梁簡易裁判所(片原町)

■問い合わせ：高梁調停協会事務局(高梁簡易裁判所内) (☎2051)

## 高梁都市計画区域の整備、開発および保全の方針(案)の縦覧

高梁都市計画区域と成羽都市計画区域を高梁都市計画区域として統合するにあたって策定される、高梁都市計画区域の整備、開発および保全の方針(案)の縦覧を行います。

ご意見のある人は、縦覧期間中に意見書を縦覧場所に提出してください。

▽期間：2月17日(金)～3月3日(金) 8時30分～17時15分

▽場所：岡山県土木部都市局都市計画課、市役所都市整備課(仮庁舎1階)

■問い合わせ 岡山県土木部都市局都市計画課計画班(☎086122617492)、市

役所都市整備課都市計画係(☎0238)

## 戦没者等の妻の方へ・戦没者の父母等の方へ

特別給付金の請求はお済みですか。次の特別給付金の請求期限は3月31日です。

この日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなります。

▽戦没者等の妻に対する特別給付金：平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権がある戦没者等の妻に特別給付金が支給されます。

■恩給法による公務扶助料、特例扶助料

■戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金(公務傷病または勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの)

■旧令共済組合特別措置法の殉職年金等

▽戦没者の父母等に対する特別給付金：次の要件を満たす戦没者の父母・祖父母に特別給付金が支給されます。

■平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権があること

■恩給法による公務扶助料、特例扶助料

■戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給付金(公務傷病または勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの)

■旧令共済組合特別措置法の殉職年金等

■戦没者死亡後から平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子または孫(自然血族)を有するに至らなかったこと

■問い合わせ 社会福祉課 会福祉係(☎0264)

## 「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者ダイレクタメールや携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金をだまし取る新手の手法が急増しています。

このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。被害にあわないよう十分ご注意ください。

ください。

「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に「貸します詐欺」被害ホットライン等にご相談ください。

■問い合わせ 同ホットライン(☎031532014775)、市民課地域振興係(☎0254)

## 2月は北方領土返還運動全国強化月間

1855年2月7日に日露間の国境を「択捉(エトロフ)島とウルップ島の間」と定めた日露通好条約が締結されたことにちなんで、この日を「北方領土の日」と定めています。

北海道本島の北東洋上に連なる歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は日本固有の領土です。

この北方四島を呼び戻そうと、2月7日の「北方領土の日」を中心に、全国各地でさまざまな行事が繰り広げられています。日本国民が先祖から受け継いだ北方四島の早期返還実現に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いします。